

実証試験要領の見直しのポイント

1. 実証項目、試料採取頻度等の見直し

実証試験の信頼性を保ちつつ手数料をなるべく低額に抑えるため、以下のとおり実証項目や試料採取頻度等の見直しを行う。第1回WGで指摘された事項は以下のとおり。

水質実証項目・・・第3版案 15ページ（第2版 14ページ）

・実証項目を絞り込む（例えば、BOD、CODはどちらか一方とする。食品関係では大腸菌群数は不要な場合が多い。油分処理ではn-Hexとする。等）

運転及び維持管理実証項目・・・15～16ページ（14～15ページ）

・汚泥に関する分析は、水分とする。

・騒音、においについては、所見とし、試料採取・分析を行わない。

試験期間・・・16～17ページ（16ページ）

・生物学的処理では、最低で連続3ヶ月間は必要である。

試料採取・・・20～21ページ（同左）

・生物学的処理等において、以下のとおり変更する。

採取回数：定期試験10回、日間試験1回、週間試験1回（日間と週間を削減）する。

採取頻度：日間試験において、1時間毎の採取を実証機関の判断で1～3時間間隔とする。（物理処理では流入水が不安定な場合1時間毎の採取が必要。）
週間試験において、週の操業が5日以下の場合には、その日数とする。

2. 手数料一覧・概算の提示

手数料項目の設定及び概算の算出にあたって、第1回WGで指摘された事項は以下のとおり。

実証項目

・油分を対象とする技術では、pH、SS、n-HEX

・公共水域への排出では、pH、BOD、SS、必要に応じT-P、T-Nとして試算する。

・日間試験では、24時間を前提とする。

運転及び維持管理実証項目、監視項目

・電力量・流量等の測定に必要な装置（電力計、流量計、ロガー等）については、既に設置されている場合には、それにより測定する（設置されていない場合には、実証申請者が準備する）。

・装置の運転・維持管理に係る消耗品（処理薬剤、電力等）については、実証対象技術、実証試験実施場所等に固有のものであり、実証申請者が準備する。

その他

・物理化学的処理の場合も試算する。

3．手数料徴収体制移行に伴う事業実施体制の変更等

実証運営機関の追加

試験の辞退、中止

・以下を追加。

申請者が試験を申請後に辞退することが可能であること。

試験の途中で中止する場合、それまでに要した費用は申請者の負担とすること。